

第31回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日(火) 午前9時30分から午前10時35分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(1名)

7番委員	伊藤	照子
------	----	----

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土山	浩文
次 長	野田	稔雄
職 員	塚本	雄二
職 員	堀江	陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第31回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、5番委員、8番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号の3条許可については、6件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番から3番までは同じ〇〇さんが購入されるもので、現在貸借による農地を購入されるものでございます。関連がございますので、7ページをご覧ください。報告第3号の2番から4番までが利用権の解約がなされております。いずれも高齢を理由に早期に土地処分をしたいとのことから売買となったものでございます。

 4番は、果樹農家の〇〇さんが園地の隣2筆を購入し規模拡大をされるものでございます。

 5番は、ご親戚にあたる〇〇さんが購入されるものです。

 6番は、〇〇さん所有のミカン畑の西隣の畑地を購入され規模拡大をされるものでございます。

 いずれも3条調査書の各要件については満たしていると思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 では次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。

 1番から3番までは私ですので意見を述べたいと思います。

 こちらの〇〇さんは、認定農業者で地域の担い手であります。隣となる場所で

畦払いも期待できるところで省力化にも繋がり耕作者としては歓迎すべき事だと思います。何ら問題はありません。以上です。

議長 次は7番委員ですがお見えではありませんので、事務局お願いします。

事務局 はい。7番委員がまだお見えではありませんので、先日、事務局も一緒に現地調査を行い、その際の意見を代読し報告いたします。

まず、4番案件ですが、〇〇さんの果樹園の東隣となる場所で、規模拡大と集積を考えると売買は許可していいだろうと伺っております。

次に5番案件は、申請者の〇〇さんは、定年後の専業農家で妻も仕事を退職予定とのことから規模拡大での購入申請であり、問題ないとのことでした。

6番案件は、〇〇さん所有の西隣を購入されるもので、電柵もされており晩白柚等の果樹がきれいに管理された果樹園です。効率化、集積化を考えると今回の売買は許可していいだろうと伺っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員の意見をお伺いしました。

それでは審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。

(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。

1番から3番までは同じ方ですので、一括採決でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 ではそのようにさせていただきます。

1番案件から3番案件までを許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で1番から3番案件までは許可することに決定いたします。

では次に

議長 4番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で4番案件は許可することに決定いたします。

議長 次の5番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員賛成）
ありがとうございました。
全員賛成で5番案件は許可することに決定いたします。

議長 最後に6番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員賛成）
ありがとうございました。
全員賛成で6番案件は許可することに決定いたします。
つづきまして、

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、10件の申請がっております。
なお、9番案件は、9番委員に関するものですので、議事参与できないため、その際は退席をお願いします。
それでは、9番案件を除く説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。（資料読み上げ）
1番は売買事業によるもので、農業振興推進機構が取得されるものです。
2番と3番は、新規就農による貸借申請でございます。営農計画書を作成頂いておりますので、別紙をご覧ください。
新規就農者の〇〇さんは、無農薬栽培をされております〇〇さんの下で約7年程の経験を積まれており、この度、〇〇さんの農地の一部を譲り受け兼業農家として始められるものです。野菜を中心とした栽培予定で、販売先もこれまでの福祉施設関係を継続予定と伺っております。
次に4番、5番は〇〇さんが規模拡大にての貸借申請でございます。
6番は、以前、〇〇さんが借りられておりましたが、更新されなくなったことから新たに認定農家の〇〇さんによる貸借がまとまったものでございます。
7番、8番は、病気により規模縮小の〇〇さんの後を認定農業者の〇〇さんが引き受けられるもので、農地集積となるものでございます。
10番は、〇〇さん所有の果樹園のとなりを規模拡大で貸借されるもので、こちらも農地集積となるものでございます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

9番委員 私から3番4番の新規就農の〇〇さんの件でお尋ねします。
〇〇さんの下でやっていたとのことで、頑張っているなどは感じていますが、

収穫量がちょっと多いような気がします。

議長 事務局いかがですか。

事務局 収穫量等については、今までの実績で記載していると言われておりました。

議長 ほかにございませんか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入りますが、9番を除く一括採決として扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。

議案第2号の9番を除く案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 それでは次に9番案件に入りますので、9番委員は退席をお願いします。

－ 9番委員退席－

議長 それでは、9番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 9番は、令和2年水害を受けた諏訪川沿いの農地ですが、水害後、耕作がなかなか進まず、この度、〇〇さん借り受けがまとまったものでございます。

ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入ります。9番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 それでは9番委員の入室をお願いします。

－ 9番委員着席－

9番委員、許可することに決定しました。

続いて

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 議案第3号については、2法人から報告がっております。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。農地所有適格法人については、事業年度終了後3ヶ月以内に報告書提出が定められており、この度、2法人から報告書提出がっております。
(資料読み上げ)
2法人共に4項目は適と思われる状況です。
要件を満たしているか否か、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局から説明が終わりました。
皆さんからこの案件について、ご意見はございませんか。

議長 私からよろしいですか。
法人〇〇は、所在地が〇〇で大牟田市に耕作いくらかあるということですね。

事務局 はい。所在地は〇〇ですが、大牟田市に耕作地があるため報告頂いております。
大牟田市での耕作面積ですが、今、資料が手元にございませぬ。

議長 ほかにございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
議案第3号は一括採決としてよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
議案第3号につきまして、要件を満たしている事に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で要件を満たしていることに決定いたします。

議長 では、次の報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、自動車解体業をされている〇〇さんの敷地拡張でご自分の畑を転用されるものでございます。

2番は、令和2年水害で浸水被害により、自宅移転のため転用されるものでございます。

以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

議長 無いようですので報告第1号を終わります。
続きまして、

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、作業機械のリース業をされている〇〇さんが、機器や資材置場として転用されるものでございます。

2番も資材置場として住宅販売も手がける法人の〇〇が転用購入されるものでございます。

3番は、アパート経営をされている〇〇さんが、敷地拡張として裏側の隣接農地を転用されるものでございます。

以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

議長 無いようですので報告第2号を終わります。
続きまして、

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

1 番は、離農された〇〇さんの貸借農地の解約でございます。その後につきましては、認定農業者の〇〇さんが耕作される意向と聞いているところです。

2 番から 6 番までは、3 条取得のための解約でございます。

7 番は別人への利用権申請のための解約でございます。

最後に 8 番は、今後、売買事業の予定があるための解約でございます。

このため解約後の予定がない、空きが出るような農地はございません。

以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第 3 号を終わります。

続きまして、

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

こちらは、耕作が難しいところということで解約され、以後は、自作地として管理されると伺っております。以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第 4 号を終わります。

続きまして、

報告第 5 号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1 番から 3 番までいずれも土地処分を目的とする登記地目整理のためでございます。以上です。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 無いようですので、報告 5 号を終わります。

議長

これもちまして第31回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上